

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第139号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月14日（土） 07時15分ごろ	
発生場所	山口県長門市 王子鼻灯台から真方位281° 1,200m付近（概位 北緯34° 24.0′ 東経131° 11.0′）	
事故等調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット さつき24、7.67トン	
船舶番号、船舶所有者等	235-8770東京、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	センターキールに擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、山口県深川湾を西進していたとき、機関の調子が悪くなったことから、帆走に切り替えて東進中、平成22年8月14日07時15分ごろ、仙崎瀬戸の西北西1,200m付近の、水深約1mの浅所に乗り揚げた。 本船は、水難救済会の救助艇により引き降ろされた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	センターキールの水面からの深さは、約1.5mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、仙崎瀬戸の西北西沖を東進中、水深約1mの浅所にセンターキールが乗り揚げたものと考えられる。 船長は、プレジャーボート・小型船用港湾案内（財団法人 日本水路協会発行）を所持し、仙崎港の地形等を調査していたが、本事故発生場所付近の水深の調査を適切に行っていなかったものと考えられる。 船長は、本事故発生場所付近を前日及び事故当日の早朝に航行しており、十分な水深があると思っていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、仙崎瀬戸の西北西沖を東進中、水路調査を適切に行っていなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	